株 主 各 位

証券コード6077
平成27年３月12日

大阪府大阪市北区堂島浜一丁目４番４号
アクア堂島東館
株式会社Ｎ・フィールド
代表取締役社長　野口　和輝

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会日直前の営業時間の終了時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年３月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市北区天満橋１丁目８番50号
　　帝国ホテル大阪　５階　吉野の間
３．目 的 事 項
　報 告 事 項　　第12期（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）
　　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　議　　案　　取締役14名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎紙資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nfield.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融緩和策により、輸出関連企業を中心とした企業収益や設備投資が持ち直し、景気は緩やかな回復傾向が続いているものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の長期化もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社の主要事業である精神科訪問看護事業を取り巻く環境につきましては、2015年までに精神科病床数を７万床削減することを目標として政府が掲げた「2004年精神保健医療福祉の改革ビジョン」の達成へ向け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を改正（2014年４月施行）する等、精神障害者の医療の確保や退院促進に関する改革が進められており、在宅医療へのシフトが鮮明になってきております。また、2014年７月に経済協力開発機構（OECD)が公表した報告書において、日本の精神医療は「病院から地域」へ医療を移行する「脱施設化」が他国に比べて遅れており、地域で軽・中等度の精神疾患を総合的に診る体制が不十分であると指摘される等、精神医療分野では今後ますますグローバルスタンダードを意識した取り組みが必須な状況となっております。

このような環境の中、当社は拠点数拡大を図っており、当事業年度において事業所８拠点、営業所21拠点の新規開設、加えて既存３営業所の事業所への形態変更を実施し、当事業年度末の拠点数は39事業所、26営業所の計65拠点、18都道府県への進出を果たしました。また、引き続き積極的な採用活動による看護師確保、教育プログラムの充実、マネジメント層への研修に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は3,023,800千円（前事業年度比1,136,056千円増 ）、営業利益459,763千円（前事業年度比255,051千円増 ）、経常利益443,855千円（前事業年度比265,770千円増 ）、当期純利益231,326千円（前事業年度比41,758千円増 ）となりました。

【居宅事業部門】

当事業年度における居宅事業部門の売上高の合計は3,023,800千円（前事業年度1,887,743千円）となり、1,136,056千円増加（前事業年度比60.2%増）しました。

内訳として、訪問看護の売上高は、事業所及び営業所の新規開設、又、既存の事業所及び営業所において人員増及び訪問効率が向上したことから着実に実績が上がった結果、2,764,729千円で前事業年度比1,052,669千円の増収となりました。

訪問介護の売上高は、20,934千円で前事業年度比3,711千円の増収となりました。

賃貸事業（住宅支援）の売上高は、仲介業務が堅調に推移したこと及びよりスムーズな退院支援サービスの提供を行うことを目的として購入しました自社物件の賃貸収入等により、238,137千円で前事業年度比79,675千円の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資に該当する事項は次のとおりであります。

（新設）

会社名	所在地	設備の内容	取得日
当社	大阪府大阪市	賃貸マンション	平成26年４月17日

(3) 資金調達の状況

公募増資及び第三者割当による新株発行により総額366,730千円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

（単位　千円）

区　分	第９期 自平成23年１月１日 至平成23年12月31日	第10期 自平成24年１月１日 至平成24年12月31日	第11期 自平成25年１月１日 至平成25年12月31日	第12期 （当事業年度） 自平成26年１月１日 至平成26年12月31日
売　上　高	899,451	1,128,827	1,887,743	3,023,800
経常利益又は経常損失(△)	△147,890	△237,385	178,084	443,855
当期純利益又は当期純損失(△)	△157,132	△245,007	189,568	231,326
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	△138,565.09	△199,843.24	19.33	17.86
総　資　産	683,809	853,348	1,109,926	2,200,017
純　資　産	3,597	28,589	828,628	1,445,563

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
２．当社は平成25年６月17日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
３．当社は平成26年５月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
４．当社は平成26年10月24日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

ａ．人材の確保と社員育成

当社の利用者数の継続的な伸びに加え、全国展開を目的とした事業所及び営業所の開設を実施し事業を拡大している中、看護師の適時適切な採用及び配置が課題となっております。また、当該サービスのクオリティ(看護の質)に対する要求も高まってきているところから、優秀な人材の確保及び人材の育成も重要な課題であると認識しております。

訪問看護業務が初めての看護師や精神科が初めての看護師に対して、訪問看護の経験が長い社員による0JT(職場内実地研修)の実施及び管理職へのマネジメント研修を行うなど、当社事業への理解を含め、更に個々人のスキルアップを図る施策を積極的に行っております。安定した看護師の確保及びクオリティの高いサービス提供を行うことにより、今後更に利用者に安心・信頼が得られる訪問看護が提供できる環境を培ってまいります。

ｂ．内部管理体制の強化

当社は、今後更に拠点開設が必要と考えられる地域において、事業所及び営業所を開設し、安定的に事業を拡大していくために、社員１人１人の意識向上を図り内部管理体制を更に強化していくことが不可欠であると考えております。そのために、内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理をはじめとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。

ｃ．事業展開に伴う課題

居宅事業部門につきましては、当社事業所及び営業所である「訪問看護ステーション デューン」「ヘルパーステーション デューン」が相互に連携し、利用者の立場に立って最適な訪問看護サービスを提供することを第一義として事業所及び営業所の展開及び運営を行っておりますが、精神疾患を持つ方に対する訪問看護の業界が確立されておらず、いかに当社の事業内容を地域・行政機関・病院などの関係各機関に理解していただき、浸透させるかが重要な課題となっております。そのため、当社は精神疾患を持つ方への訪問看護を行い、社会性・公共性を重んじるとともに、オピニオンリーダーとして上記関係各機関と連携を密に行いながら、地道な取り組みにより当社事業内容の理解及び浸透を図っております。

今後更に当社の事業所及び営業所が全国に展開され、各地域に密着した運営を行うことにより、業界としての認識向上にも資する事ができ、更には当社事業の拡大にもつながるものと考えております。

(6) 主要な事業内容

事　　業	主要な内容
居宅事業部門	(訪問看護) 訪問看護ステーションの運営
	(訪問介護) ヘルパーステーションの運営
	(住宅支援) 不動産賃貸物件紹介 転貸借（サブリース）物件管理 自社物件への入居斡旋

(7) 主要な営業所

名　　称	所　在　地
本社	大阪市北区堂島浜１－４－４ アクア堂島東館４館
訪問看護ステーション　デューン札幌	札幌市白石区菊水八条２－２－13
訪問看護ステーション　デューン盛岡	盛岡市盛岡駅西通１－27－65 Ｍシティ杜の大橋101号
訪問看護ステーション　デューン仙台	仙台市若林区南材木町17番 メゾン・ルーシャン101号
訪問看護ステーション　デューン東京	杉並区清水１－８－４ タガミサンビューティビル２階
訪問看護ステーション　デューン新宿	新宿区西新宿８－１－９ シンコービル１階
訪問看護ステーション　デューン練馬	練馬区貫井２－28－４ リアスタビル１階
訪問看護ステーション　デューン大森	大田区大森北５－10－20 サンハイツ松丸104号
訪問看護ステーション　デューン葛飾	葛飾区東新小岩５－２－９ 原ビル１階
訪問看護ステーション　デューン町田	町田市原町田２－２－１ アムール町田202号
訪問看護ステーション　デューン八王子	八王子市子安町２－２－12 寺島コート２階
訪問看護ステーション　デューン越谷	越谷市越ケ谷１－１－１ 柳沼ビル202号
訪問看護ステーション　デューン大宮	さいたま市大宮区大成町１－189－１ ＡＤＯ大成ビル201
訪問看護ステーション　デューン川越	川越市新宿町１－20－11 佐賀ビル202号
訪問看護ステーション　デューン富士見	富士見市西みずほ台３－２－11 フローレンスみずほ台１Ｆ
訪問看護ステーション　デューン千葉	千葉市中央区新宿１－５－13 東光パークハイツ103号
訪問看護ステーション　デューン船橋	船橋市本町５－８－５ アメニティープラザ104号
訪問看護ステーション　デューン横浜	横浜市保土ヶ谷区天王町１－１－13 吉野ビル１階
訪問看護ステーション　デューン名古屋	名古屋市千種区今池南30－22 クレストビル２階

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン熱田	名古屋市熱田区伝馬１－７－６ 第２佐久間ビル２階
訪問看護ステーション　デューン	大阪市城東区天王田10－30
訪問看護ステーション　デューン北大阪	大阪市東淀川区淡路４－20－39 山神ビル２階
訪問看護ステーション　デューン南大阪	堺市堺区新町３－７ ＳＴＣビル７階
訪問看護ステーション　デューン河内長野	河内長野市木戸西町２－１－14 大北店舗２階
訪問看護ステーション　デューン西大阪	大阪市西区新町１－13－９ 秦ビル２階
訪問看護ステーション　デューン京阪	枚方市津田西町１－26－15 ＴＮビル101号
訪問看護ステーション　デューン泉佐野	泉佐野市上町３－１－26 辻教育アカデミービル２階
訪問看護ステーション　デューン奈良	奈良市西大寺栄町３－23 サンローゼビル２階２-Ｃ
訪問看護ステーション　デューン京都	京都市伏見区竹田段川原町236 竹田駅前第一ビル403号
訪問看護ステーション　デューン広島	広島市中区東白島町12－27 室住ビル１階
訪問看護ステーション　デューン岡山	岡山市北区駅前町２－７－５ 進興ビル２階
訪問看護ステーション　デューン北九州	北九州市小倉北区馬借１－13－29 村上ビル202号
訪問看護ステーション　デューン福岡	福岡市博多区千代１－21－24
訪問看護ステーション　デューン久留米	久留米市天神町61－１ グランコート天神１階
訪問看護ステーション　デューン中間	中間市太賀１丁目１－１ ロイヤルハイツ通谷１階Ｎｏ．４
訪問看護ステーション　デューン太宰府	太宰府市坂本１－３－18 グランシャリオ102号
訪問看護ステーション　デューン佐賀	佐賀市天神１－２－55 益本天神ビル１階
訪問看護ステーション　デューン宮崎	宮崎市宮田町11－24 黒木ビル201号室
訪問看護ステーション　デューン熊本	熊本市中央区水前寺公園５－41 パークサイド水前寺303号

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン鹿児島	鹿児島市武１－28－９ ベレーザ武１階
訪問看護ステーション　デューン仙台 泉営業所	仙台市泉区上谷刈１－１－25 リバーパーク上谷刈102
訪問看護ステーション　デューン東京 中野営業所	中野区中央４－44－14 エトワールビル中野４階
訪問看護ステーション　デューン新宿 豊島営業所	豊島区千早１－15－17 第一上州ビル２階
訪問看護ステーション　デューン新宿 文京営業所	文京区本郷５－３－２ 長谷川ビル101号
訪問看護ステーション　デューン練馬 板橋営業所	板橋区大和町32－16 ナリタビル１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 足立営業所	足立区中川４－43－25 リムジェームピエス１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 江戸川営業所	江戸川区瑞江２－２－２ 広島ビル２階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 王子営業所	北区王子２－13－６ ムサシビル301号
訪問看護ステーション　デューン葛飾 荒川営業所	荒川区荒川７－22－６ フロンティアワン３階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 墨田営業所	墨田区緑４－20－17 田栄ビル１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 台東営業所	台東区下谷１－12－22 斉藤ビル１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 江東営業所	江東区東陽４－８－５ 宿本ビル２階
訪問看護ステーション　デューン大森 世田谷営業所	世田谷区太子堂１－４－33 アークビル１階
訪問看護ステーション　デューン大森 恵比寿営業所	渋谷区東２－26－14 ＮＮビル１階
訪問看護ステーション　デューン大森 目黒営業所	目黒区目黒本町６－９－20 メゾンイセモトナンバーⅡ　１階
訪問看護ステーション　デューン大森 麻布営業所	港区南麻布１－４－12 第２紅梅ハウス101号
訪問看護ステーション　デューン大森 品川営業所	品川区大崎４－１－13 五反田フービル１階
訪問看護ステーション　デューン町田 府中営業所	府中市府中町２－10－11 第二清田ビル２階
訪問看護ステーション　デューン 東大阪営業所	東大阪市川中２－３ 長谷川ビル202号

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン 平野営業所	大阪市平野区喜連２－５－49 籠本平野ビル701号
訪問看護ステーション　デューン 天王寺営業所	大阪市天王寺区東高津町９－15 ナカモリ第２ビル４階
訪問看護ステーション　デューン北大阪 豊中営業所	豊中市岡上の町４－４－５ 田中ビル２階
訪問看護ステーション　デューン西大阪 浪速営業所	大阪市浪速区敷津西２－８－22 スカイシティ24　101号
訪問看護ステーション　デューン南大阪 堺営業所	堺市中区深井沢町3324 ＦＵＫＡＩビル２階
訪問看護ステーション　デューン南大阪 住之江営業所	大阪市住之江区北島２－５－26 北島コンパクトオフィスＥ号
訪問看護ステーション　デューン河内長野　松原営業所	松原市上田４－４－５ Ｂｅｅ　Ｂｅｅ　Ｇｒａｎｄｅ　202号
ヘルパーステーション　デューン	大阪市城東区天王田10－30
住宅支援部　大阪	枚方市津田西町１－26－15 ＴＮビル101号
住宅支援部　福岡	福岡市博多区千代１－21－24
住宅支援部　東京	杉並区清水１－８－４ タガミサンビューティビル２階
北海道支店	札幌市白石区菊水八条２－２－13
東京支店	杉並区清水１－８－４ タガミサンビューティビル２階
大阪支店	大阪市城東区天王田10－30
福岡支店	福岡市中央区天神２－14－８ 福岡天神センタービル10階

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
408名	119名増

(注) 1．当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2．従業員数にはパート等85名を含んでおります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社池田泉州銀行	272,480千円

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　33,500,000株
(2) 発行済株式の総数　　13,175,000株
(3) 株主数　　4,701名
(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数	持　株　比　率
野　口　和　輝	2,568,000株	19.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,801,800株	13.67%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	860,000株	6.52%
野村信託銀行株式会社（投信口）	853,900株	6.48%
株式会社プロパティ	524,000株	3.97%
野　口　美　香	500,000株	3.79%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	477,400株	3.62%
JP MORGAN CHASE BANK 380621	310,400株	2.35%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	276,800株	2.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	270,200株	2.05%

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第２回新株予約権
新株予約権の数	７個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役 当社監査役	 １名 ０名 ０名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　35,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	700,000円
新株予約権の行使期間	平成26年12月15日から 平成34年12月14日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。 ②本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 ③本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。 ④本新株予約権者は、権利行使期間中の各年（１月１日から12月31日までの期間）において新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が、その年において既にした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって発行される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円、または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

（注）　平成25年５月15日開催の取締役会決議により平成25年６月17日付で当社普通株式1株を500株に分割、平成26年４月３日開催の取締役会決議により平成26年５月１日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、平成26年９月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

名　　称	第３回新株予約権
新株予約権の数	260個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役 当社監査役	 ６名 ０名 ０名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　260,000株
新株予約権の発行価額	1個につき6,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	13,700円
新株予約権の行使期間	平成27年４月１日から 平成34年３月31日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権者は、下記（a）及び（b）に掲げる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （a）平成26年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20％ （b）平成27年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80％ ③本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 ④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

（注）　平成26年４月３日開催の取締役会決議により平成26年５月１日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、平成26年９月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

名　　称	第３回新株予約権
新株予約権の数	55個
交付人数 当社執行役員	５名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　55,000株
新株予約権の発行価額	1個につき6,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	13,700円
新株予約権の行使期間	平成27年４月１日から 平成34年３月31日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権者は、下記（a）及び（b）に掲げる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （a）平成26年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20％ （b）平成27年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80％ ③本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 ④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

（注）　平成26年４月３日開催の取締役会決議により平成26年５月１日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、平成26年９月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野　口　和　輝	
代表取締役副社長	古　郷　優　子	居宅事業本部長
代表取締役専務	髙　木　三　愛	管理本部長
取　締　役	安　松　大　輔	居宅事業本部北海道エリア担当
取　締　役	又　吉　弘　章	居宅事業本部九州南エリア担当
取　締　役	田　中　浩　一	管理本部総務部付部長
取　締　役	谷　岡　　博	株式会社サンエース　代表取締役会長
常勤監査役	平　田　精　作	
監　査　役	前　野　　博	前野税理士事務所　税理士
監　査　役	大　野　芳　弘	大野司法書士事務所　司法書士

（注）１．取締役谷岡博氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役前野博氏及び大野芳弘氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役前野博氏及び大野芳弘氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．監査役前野博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

平成26年３月28日開催の第11期定時株主総会において、又吉弘章、田中浩一の両氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	吉岡　清孝	居宅事業本部中国エリア担当	平成26年９月12日辞任
取締役	鎌田　聖一	居宅事業本部北海道エリア担当	平成26年11月14日辞任

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人　数	報酬等の総額
取　締　役	９名	114,309千円
監　査　役	３名	4,800千円
合　　計	12名	119,109千円

（注）１．取締役、監査役の人数及び報酬等の総額には、当期に退任した取締役２名分を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は３名3,600千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取　締　役	谷　岡　　博	株式会社サンエース	代表取締役会長

（注）　株式会社サンエースとの間に不動産賃借等の取引があります。

②当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	活　動　状　況
取締役	谷岡　博	取締役谷岡博氏は、社外取締役であり、当事業年度開催の取締役会には28回開催中27回出席し、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	前野　博	監査役前野博氏は、社外監査役であり、当事業年度開催の取締役会には28回開催中27回出席、監査役会には27回開催中26回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行っております（税理士資格保有）。
監査役	大野芳弘	監査役大野芳弘氏は、社外監査役であり、当事業年度開催の取締役会には28回開催中27回出席、監査役会には27回開催中27回出席し、法務に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行っております（司法書士資格保有）。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役との責任限定契約）

会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

（社外監査役との責任限定契約）

会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,900千円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求により、取締役会の決議を経て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。

②コンプライアンス体制を推進するために、定期的にコンプライアンス委員会を、適宜コンプライアンス会議を開催する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会、監査役会へ報告される体制を構築する。

③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。

④コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役、監査役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。

⑤反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役、監査役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

⑥他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、「社内情報管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した時は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。

②月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監視を行う。

③企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。

④日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理本部長が監査役と協議し、当該従業員の配置を検討するものとする。また、各監査役が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る従業員に対して、監査役の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得た上で決定する。

②監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、取締役からの独立性に影響がなく監査役会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求める。

②監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。
③常勤監査役は適宜監査役会を行うことにより、社外監査役と情報を共有するとともに、必要に応じて内部監査室と協力して監査を実施することで社内情報の把握に努める。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。また、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸　借　対　照　表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	1,132,025	流　動　負　債	454,381
現　金　及　び　預　金	379,549	1年内返済予定の長期借入金	15,864
売　　掛　　金	682,550	リ　ー　ス　債　務	18,665
貯　　蔵　　品	965	未　　払　　金	205,010
前　　払　　費　　用	43,331	未　　払　　費　　用	3,909
繰　延　税　金　資　産	14,536	未　払　法　人　税　等	159,542
そ　　の　　他	11,456	前　　受　　金	4,257
貸　倒　引　当　金	△365	預　　り　　金	36,108
		賞　与　引　当　金	6,961
固　定　資　産	1,067,992	そ　　の　　他	4,062
有形固定資産	860,844		
建　　物	411,080	固　定　負　債	300,072
車　両　運　搬　具	8,813	長　期　借　入　金	256,616
工具、器具及び備品	28,302	リ　ー　ス　債　務	29,016
土　　地	370,520	退　職　給　付　引　当　金	14,439
リ　ー　ス　資　産	42,127		
		負　　債　　合　　計	754,453
無形固定資産	68,290	（純　資　産　の　部）	
商　　標　　権	3,431	株　主　資　本	1,443,484
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	64,791	資　　本　　金	729,500
リ　ー　ス　資　産	67	資　本　剰　余　金	699,500
		資　本　準　備　金	699,500
投資その他の資産	138,857	利　益　剰　余　金	14,484
従業員に対する長期貸付金	7,473	利　益　準　備　金	200
長　期　前　払　費　用	13,188	その他利益剰余金	14,284
差　入　保　証　金	86,720	繰越利益剰余金	14,284
繰　延　税　金　資　産	5,251	新　株　予　約　権	2,079
そ　　の　　他	26,223		
		純　資　産　合　計	1,445,563
資　　産　　合　　計	2,200,017	負　債　・　純　資　産　合　計	2,200,017

損　益　計　算　書

（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,023,800
売上原価		1,979,588
売上総利益		1,044,211
販売費及び一般管理費		584,447
営業利益		459,763
営業外収益		
受取利息	473	
受取手数料	184	
受取保険金	579	
保険解約返戻金	114	
その他	99	1,450
営業外費用		
支払利息	7,032	
株式交付費	10,326	17,359
経常利益		443,855
特別損失		
固定資産除却損		3,363
税引前当期純利益		440,491
法人税、住民税及び事業税	172,545	
法人税等調整額	36,618	209,164
当期純利益		231,326

株主資本等変動計算書

（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成26年１月１日残高	537,735	507,735	507,735	200
事業年度中の変動額				
新株の発行	191,765	191,765	191,765	
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	191,765	191,765	191,765	－
平成26年12月31日残高	729,500	699,500	699,500	200

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
平成26年１月１日残高	△217,041	△216,841	828,628	－	828,628
事業年度中の変動額					
新株の発行			383,530		383,530
当期純利益	231,326	231,326	231,326		231,326
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				2,079	2,079
事業年度中の変動額合計	231,326	231,326	614,856	2,079	616,935
平成26年12月31日残高	14,284	14,484	1,443,484	2,079	1,445,563

個別注記表

（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　（リース資産を除く）

定額法

(2) 無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

３　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

４　その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計上の見積りの変更）

（退職給付引当金）

当社は、当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものです。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が6,831千円増加し、退職給付費用として売上原価に6,376千円、販売費及び一般管理費に455千円計上しております。

この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は6,831千円減少しております。

なお、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）が当事業年度から適用できることとなったため、当事業年度末の退職給付債務の計算方法については、これらの会計基準等を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

１　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	152,595千円
土地	155,027千円
計	307,622千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	15,864千円
長期借入金	256,616千円
計	272,480千円

２　有形固定資産の減価償却累計額　136,130千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1　当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	13,175,000 株

2　配当に関する事項

該当事項はありません。

3　当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	35,000 株

（税効果会計に関する注記）

1　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,612千円
貸倒引当金	105千円
賞与引当金	2,477千円
未払費用	341千円
減価償却費超過額	30千円
退職給付引当金	5,139千円
その他	519千円
繰延税金資産小計	20,225千円
評価性引当額	△437千円
繰延税金資産合計	19,788千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9%
住民税均等割	8.0%
法人税額の特別控除	△2.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.5%

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。また、従業員に対し長期の貸付を行っておりますが、原則給与天引きにするなどによりリスクの回避を行っております。営業債務である未払金等は、１年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で16年３ケ月後であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）をご参照下さい。)。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	379,549	379,549	―
(2) 売掛金	682,550	682,550	―
(3) 従業員に対する長期貸付金	7,473	7,473	―
資産計	1,069,573	1,069,573	―
(1) 未払金	205,010	205,010	―
(2) 未払法人税等	159,542	159,542	―
(3) 預り金	36,108	36,108	―
(4) リース債務（※）	47,682	47,340	△342
(5) 長期借入金（※）	272,480	272,480	―
負債計	720,824	720,482	△342

（※）リース債務及び長期借入金には、１年内に期限の到来する金額を含めております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 従業員に対する長期貸付金

元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

差入保証金　　86,720千円

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府において、賃貸用のワンルームマンション（土地を含む。）を３棟有しております。

２　賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
608,053	481,661

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当事業年度末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づき合理的に調整した金額、建物については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

（関連当事者との取引に関する注記）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（注）1	㈱サンエース	大阪府枚方市	97,500	土地建物の請負業等	—	営業上の取引 役員の兼任	不動産の賃借（注）2	13,600	差入保証金	3,000
									前払費用	1,188

上記取引の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．当社社外取締役谷岡博及びその近親者が議決権の過半数を直接保有しております。

2．建物の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、賃借料金額を決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　109円56銭

１株当たり当期純利益金額　　17円86銭

当社は、平成26年５月１日付で普通株式１株につき普通株式５株の割合で、また、平成26年10月24日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

（注）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年２月16日

株式会社Ｎ・フィールド
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺　田　勝　基　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻　内　　章　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Ｎ・フィールドの平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月25日

株 式 会 社 Ｎ・フィールド　監査役会

常勤監査役　　平　田　精　作　㊞

監　査　役　　前　野　　博　㊞

監　査　役　　大　野　芳　弘　㊞

(注)　監査役前野博、大野芳弘は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役14名選任の件

取締役全員(７名)は、任期満了となります。今後も積極的な拠点開設による規模拡大を図るため、組織体制強化を目的として取締役14名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	野口（ノグチ）　和輝（カズテル） (昭和39年11月24日生)	昭和58年４月　医療法人河崎会水間病院入職 昭和63年７月　独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 平成元年７月　医療法人渡辺病院入職 平成２年５月　泉南中央病院入職 平成３年12月　大阪府立精神医療センター入職 平成15年２月　当社設立 代表取締役社長就任（現任）	2,568,000株
2	古郷（コゴウ）　優子（ユウコ） (昭和38年２月１日生)	昭和56年４月　社会福祉法人石井記念愛染園附属愛染橋病院入職 昭和59年７月　社団法人全国社会保険協会連合会星が丘厚生年金病院入職 昭和63年８月　大阪府立精神医療センター入職 平成15年４月　当社入社 平成16年２月　監査役就任 平成17年10月　監査役辞任 平成17年11月　専務取締役就任 平成24年７月　代表取締役専務就任 平成24年12月　代表取締役副社長 居宅事業本部長就任（現任）	50,000株
3	髙木（タカキ）　三愛（ミツヤス） (昭和43年７月15日生)	昭和62年４月　株式会社たけでん入社 昭和63年２月　松本林業株式会社入社 平成15年11月　株式会社三愛ジャパン設立 代表取締役社長就任 平成22年３月　当社入社 常務取締役就任 平成24年12月　代表取締役専務 管理本部長就任（現任）	20,000株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	安松（ヤスマツ）　大輔（ダイスケ） (昭和48年９月20日生)	平成14年４月　社会福祉法人天心会小阪病院入職 平成17年８月　当社入社 平成22年３月　居宅事業サービス事業本部部長 平成24年12月　取締役就任 平成24年12月　取締役居宅事業本部関西Ⅰエリア部長 平成25年４月　取締役居宅事業本部北海道担当 平成25年６月　取締役居宅事業本部北海道・東北担当 平成26年９月　取締役居宅事業本部関東西エリア担当 平成26年12月　取締役居宅事業本部北海道エリア担当 平成27年２月　取締役居宅事業本部北海道・東北エリア担当（現任）	－株
5	田中（タナカ）　浩一（コウイチ） (昭和29年12月22日生)	昭和54年４月　一吉証券株式会社（現いちよし証券株式会社）入社 平成23年４月　同社執行役員紀州アドバイザー本部長就任 平成25年９月　同社執行役員投資銀行本部付 平成25年11月　同社執行役員投資銀行本部付辞任 平成25年12月　当社入社 執行役員管理本部総務部長就任 平成26年３月　取締役管理本部総務部長就任 平成26年８月　取締役管理本部総務部付部長（現任）	－株
6※	北村（キタムラ）　充永（ミチナガ） (昭和50年12月２日生)	平成17年２月　独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 平成24年４月　同機構　南京都病院　赴任 平成25年２月　当社入社 平成25年12月　居宅事業本部中国エリア部長 平成26年３月　執行役員就任 平成26年３月　執行役員居宅事業本部関西Ⅲ・中国エリア部長 平成26年９月　執行役員居宅事業本部関西北・西・中国エリア部長 平成27年２月　執行役員居宅事業本部関西西・中国エリア部長（現任）	－株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7※	牧　美由里（マキ　ミユリ） (昭和50年６月19日生)	平成16年４月　学校法人日章学園奄美看護福祉専門学校入社 平成24年４月　当社入社 平成25年９月　居宅事業本部関東エリア部長 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員居宅事業本部関東中央エリア部長（現任）	－株
8※	植田　知恵子（ウエダ　チエコ） (昭和44年８月13日生)	平成22年１月　岸和田市医師会看護専門学校入社 平成23年４月　当社入社 平成26年３月　居宅事業本部関西Ⅱエリア部長 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員居宅事業本部関西南エリア部長 平成27年２月　執行役員居宅事業本部九州南エリア部長（現任）	－株
9※	向井　博之（ムカイ　ヒロユキ） (昭和49年９月27日生)	平成19年４月　独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 平成25年３月　当社入社 平成26年１月　居宅事業本部関東南エリア部長 平成26年３月　執行役員就任 平成26年３月　執行役員居宅事業本部関東南エリア部長（現任）	－株
10※	久保　明（クボ　アキラ） (昭和44年５月10日生)	平成16年11月　株式会社ＪＣＬバイオアッセイ入社 平成20年６月　同社　取締役就任 平成25年６月　同社　取締役退任 平成25年６月　当社入社 管理本部総務部長 平成25年12月　経営企画室長 平成26年３月　執行役員就任 平成26年３月　執行役員経営企画室長　（現任）	－株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11※	ミヤザキ　カズヒコ 宮﨑　和彦 (昭和52年10月21日生)	平成14年５月　プロタッグ・パートナーズ税理士法人入社 平成23年７月　当社入社 平成24年１月　管理本部財務経理部長 平成26年３月　執行役員就任 平成26年３月　執行役員管理本部財務経理部長（現任）	－株
12※	イチカワ　シンジ 市川　伸二 (昭和54年９月28日生)	平成20年２月　千里ハウジング株式会社入社 平成22年７月　当社入社 平成26年７月　管理本部総務部担当部長 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員管理本部総務部長（現任）	－株
13	タニオカ　ヒロシ 谷岡　博 (昭和19年11月16日生)	昭和38年４月　株式会社吉田組入社 昭和39年10月　枚方市役所入所 昭和43年５月　藤原技研株式会社入社 昭和47年６月　株式会社サンエース代表取締役社長就任 平成20年３月　当社取締役就任（現任） 平成23年９月　株式会社サンエース代表取締役会長就任（現任）	32,200株
14※	カイアミ　ヨシノリ 貝阿彌　佳則 (昭和37年10月５日生)	平成２年３月　工苑都市開発株式会社入社 平成５年９月　住友不動産販売株式会社入社 平成15年11月　株式会社エイミックス設立 代表取締役　就任（現任） 平成24年５月　株式会社トラストマネージャー取締役就任（現任） 平成26年２月　株式会社シェル・マネージャー設立 代表取締役就任（現任） 平成26年２月　リアルパートナー株式会社設立 代表取締役就任（現任） 平成26年２月　株式会社プロパティマネージャーズ設立 代表取締役　就任（現任）	61,100株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．谷岡博氏及び貝阿彌佳則氏は、社外取締役候補者であります。
３．谷岡博氏及び貝阿彌佳則氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためです。
４．社外取締役との責任限定契約の内容
当社は、社外取締役候補者谷岡博氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。谷岡博氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続いたします。また、貝阿彌佳則氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結いたします。
５．社外取締役谷岡博氏は、平成20年３月に当社社外取締役に就任し、７年間その職務に就いております。
６．候補者番号に※印の付いている候補者は、新任候補者となります。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル大阪　５階　吉野の間
大阪市北区天満橋１丁目８番50号　TEL 大阪（06)6881-1111

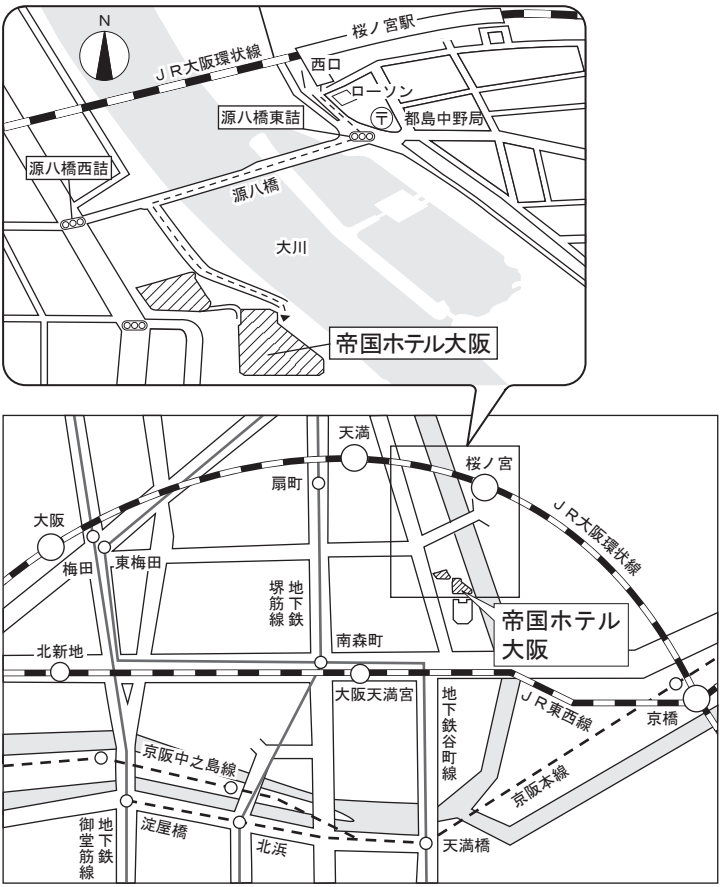

〔交　通〕〇ＪＲ大阪環状線「桜ノ宮駅」西口出口から　徒歩約５分
〇ＪＲ東西線「大阪天満宮駅」１番出口から　徒歩約10分
〇地下鉄堺筋線・谷町線「南森町駅」３番出口から　徒歩約12分
〇地下鉄堺筋線「扇町駅」４番出口から　徒歩約10分
《お願い》勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。